

## 入学資格審査実施要項

本学へ学校教育法施行規則第 150 条第 7 号（大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者）により出願する者については、事前に個別の入学資格審査を受け、入学資格を認められた場合に限り出願を認める（AO 入試及び医学部推薦入試Ⅱを除く）ものとする。

入学資格審査については下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 対象者

大学において個別の入学資格審査を要する者

#### 2. 審査の目安

大学入学時に 18 歳に達する者で、次の項目のいずれかに該当する場合を目安とする。

- (1) 申請者が、高等学校に相当する教育施設で 3 年以上の学習又は社会での実務経験を有する者であること。
  - ① 高等学校に相当する教育施設で 3 年以上の学習は、組織的な教育により相当の時間以上の授業によるものであることを目安とする。
  - ② 実務経験については、当該学部等の教育目的、教育課程に照らし相応する内容であることを目安とする。
- (2) 申請者が、日本の大学で科目等履修生として在籍中又は在籍した者であること。
- (3) その他、申請者が高等学校卒業と同等以上の学力を有する者と認められる者であること。

#### 3. 提出書類

次の書類を取り揃え申請すること。

- (1) 本要項 2.(1)①に該当する者
  - ① 入学資格認定申請書（本学所定の用紙）
  - ② 当該教育施設の教育課程がわかる書類
  - ③ 卒業証明書又は卒業見込証明書
- (2) 本要項 2.(1)②に該当する者
  - ① 入学資格認定申請書（本学所定の用紙）
  - ② 学習歴等に関する申立書（本学所定の用紙）
  - ③ 最終学歴の卒業(修了)証明書
  - ④ 実務経験の期間及び内容を証明するもの
- (3) 本要項 2.(2)に該当する者
  - ① 入学資格認定申請書（本学所定の用紙）
  - ② 学習歴等に関する申立書（本学所定の用紙）

- ③ 最終学歴の卒業（修了）証明書
- ④ 科目等履修生の在学（在籍）証明書
- (4) 本要項2.(3)に該当する者
  - ① 入学資格認定申請書（本学所定の用紙）
  - ② 学習歴等に関する申立書（本学所定の用紙）
  - ③ 学習歴を証明するもの

#### 4. 審査の方法

申請者から提出される書類により、高知大学入試企画実施機構会議において審査する。

#### 5. 申請期間及び送付先

平成30年7月2日（月）から8月31日（金）（必着）まで

ただし、平成31年度大学入試センター試験に出願又は受験した者は、平成31年1月18日（金）（必着）まで申請することができます。

申請書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし封筒に「高知大学入学資格認定申請書在中」と朱書きすること。

※ 送付先：〒780-8520

高知市曙町二丁目5番1号 高知大学学務部入試課（電話 088-844-8153）

#### 6. 審査結果の通知

審査結果は「入学資格審査結果通知書」により通知する。

#### 7. 高知大学入学者選抜試験の出願について

「高知大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、出願の際は必ず「高知大学入学資格認定書(写し)」を提出すること。